

県南広域振興局長告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年3月8日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢区黒石町字下谷記89番2地内から80番1地内 まで	新	m 36.0～12.2	m 55.0
	旧	41.0～12.2	55.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年3月8日から同年4月8日まで